

No.	質問	回答
1	<p>「過去5年以内に、学童クラブ、認可保育事業、児童館、放課後子ども教室又は学童クラブ類似事業等のいずれかの運営を継続して2年以上履行した実績を有していること」とありますが、この「継続して2年以上履行した実績」の基準日について、下記のどちらを指すのかご教示いただけますでしょうか。</p> <p>1. 申請期限である令和7年8月22日時点での2年以上の実績 2. 事業開始予定日である令和8年4月1日時点での2年以上の実績</p>	<p>事業開始予定日である令和8年4月1日時点での2年以上の実績となります。</p>
2	<p>収支計画書の作成にあたり、収入として計上すべき項目について、車両送迎サービスやオプションサービス（学習塾機能等、放課後児童健全育成事業の範囲を超える任意参加型の有料プログラム）に関して、収入として計上して問題ないでしょうか。</p>	<p>設置予定の民設民営学童クラブに係る全体の収支を漏れなく計上してください。なお、資金計画・収支計画の作成にあたっては、放課後児童健全育成事業部分、多様なサービス部分、多様な活動部分に項目を分けて、収支を計上してください。また、収入に関しては、申請を予定している補助金も漏れなく計上してください。</p>
3	<p>1単位あたりの募集において、利用者ごとに希望利用曜日を選択する形式を採用することで、1日あたりの最大利用人数に対し、登録人数を1～2割程度上積みすることが可能と推察しております。</p> <p>このような形での募集（すなわち、登録定員よりも若干多めの顧客登録を行うことで、曜日ごとの実利用人数を調整する方式）について、問題はありますか。</p>	<p>いわゆる「児童の数」で児童の入所登録をしてよいかというご質問かと推察します。</p> <p>定員の範囲内であれば問題ありません。ただし、児童の数が定員内であったとしても、入所児童の環境や安全性を鑑み、日々利用する児童の人数が定員を超えるような登録は認めておりません。</p> <p>（別図をご参照ください）</p> <p>※児童の数の詳細については、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について（雇児発0530第1号）」の第一3（4）や放課後児童健全育成事業に係るQ&AのNo.25の間等をご参照ください。</p>
4	<p>本事業の実施にあたっては、東京都認証学童クラブ事業の基準にも準拠した形で運営を行いたく考えております。平日の午後7時以降、学校休業日の午前8時以前および午後7時以降の時間帯における育成料について、何らかの基準や上限設定があるのか、運営事業者の裁量に委ねられているのか、制度上の位置づけや設定可能な範囲等をご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>東京都認証学童クラブ事業の基準に準拠した形で運営を行う場合、東京都認証学童クラブ事業実施要綱（令和7年3月27日付6福祉子家第3201号）で規定されている、「基本開所時間」の時間帯について、育成料の月額を14,000円を超えない料金設定とする必要があります。</p> <p>このため、ご質問の時間帯については、基本開所時間外となるため、育成料の設定は事業者の裁量に委ねられます。</p> <p>※府中市民設民営学童クラブの募集要項においても、開所時間については、小学校の授業がある日は下校から午後7時以降まで、小学校の授業がない日は午前8時から午後7時以降まで開所することを求めています。</p> <p>一方、上記の時間帯以外の育成料の設定については、東京都認証学童クラブ事業同様、事業者の裁量に委ねられます。</p>
5	<p>府中市民設民営学童クラブ施設整備事業補助金交付要綱の第11条で、「建築確認済証の写し」が必要な書類とされていますが、「検査済証」は無しでも応募は可能でしょうか。</p>	<p>応募は可能です。</p> <p>ただし、提出があった場合は評価の対象となります。</p>
6	<p>物件は「児童厚生施設」へ用途変更が必要でしょうか。例えば「事務所」用途で200㎡未満の物件の用途変更は必要でしょうか。</p>	<p>建築基準法に関する内容かと思しますので、関連部署に確認をお願いします。計画図面等が必要な場合がありますので、事前に必要な資料等を確認してください。</p>

7	<p>補助対象となる事業内容について下記の内容と理解しております。</p> <p>(1) ア：既存施設の改修（防災・防犯措置を含む）および必要に応じた附属設備の修繕や備品購入 イ：附属設備の修繕や備品購入</p> <p>(2) 空家・空き店舗等を賃借して放課後児童健全育成事業を行う際の開所準備</p> <p>当方では新たに建設されるテナント物件を借り上げ、当該施設にて学童クラブを運営する予定でございます。</p> <p>このようなケースにおいて、オーナー側が施設を建設し、完成後に当方が借主として入居する形を取りますが、借主側が建設費用の一部を「建設協力金」という名目で負担する契約形態を模索しております。</p> <p>新設される建物を借用して民設民営学童クラブを開設する場合において、借主である当方がオーナーに対して支払う建設協力金は、補助対象経費として認められる可能性はございますでしょうか。</p>	<p>建設協力金が補助対象経費に使用されたかの確認が困難であるため、補助対象経費としては認められません。</p>
---	---	--

<例：定員40人の民設民営学童クラブで登録児童数が45人の場合>

●…登所する児童

児童No.	月	火	水	木	金	土
1	●	●	●	●	●	
2	●	●	●	●		
3	●		●		●	●
4		●	●	●	●	
5	●	●	●		●	●
~~~~~						
41		●	●	●	●	●
42	●	●	●		●	●
43	●	●	●	●		
44	●	●			●	●
45	●		●	●	●	
利用者数	40	39	41	38	40	20
判定	○	○	×	○	○	○

この事例の場合、水曜日は定員を超えて児童が利用することになるため、例え児童の数が定員内であったとしても、このような利用状況となるような児童の登録は認めておりません。